

公 示 送 達

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、この書類は下記の市町村の後期高齢者医療担当課に保管してあるので、送達を受けるべき者の申出があれば当該市町村の担当課で交付する。

令和8年5月18日

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

記

1 送達する書類

令和8年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名、住所及び保管する市町村

別紙（添付省略、保管する市町村は木津川市役所）

3 この書類を受領されないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。